

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長 殿
【氏名又は名称】	クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業 弁護士 上田 かや
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	平成24年2月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

【発行会社に関する事項】

発行者の名称	アイフル株式会社
証券コード	8515
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京

【提出者に関する事項】

1 提出者（大量保有者） / 1

個人・法人の別	デラウェア州法に基づくリミテッドパートナーシップ
氏名又は名称	オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピー
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州10019、ニューヨーク、フィフス・アヴェニュー640、20階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー7階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 上田 かや
電話番号	03 - 5561 - 6640（代表） 03 - 5561 - 6418（担当者直通）

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年1月15日（報告書提出日平成22年1月22日 大量保有報告書）
訂正内容	第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者（大量保有者） / 1] (4) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]に記載すべき事項の追記。

《訂正前》

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

《訂正後》

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーは、スタンダード・プライム・ブローカレッジ契約に基づき、アイフル株式会社株式をJPモルガン・クリアリング・コープ（J.P.Morgan Clearing Corp.）において保有しており、上記プライム・ブローカレッジ契約に基づく未払の債務を担保するため、これらの株式には担保が設定されています。JPモルガン・クリアリング・コープがこれらの株式の貸出を行わない限り、議決権はオウル・クリーク・アセット・マネジメント・エルピーに帰属します。JPモルガン・クリアリング・コープは、上記プライム・ブローカレッジ契約に基づく債務不履行が生じた場合、これらの株式の処分等を行う権利を有します。